

基礎疾患のある人の優先接種についてのお知らせ

～ 事前申請と予約が必要です ～

太子町では、**64歳以下(満12歳以上)で事前申請があった基礎疾患のある人**に対し、ワクチン接種券を先行で送付し、優先的に予約を受け付けます。

※7月上旬を予定している、【基礎疾患のない64歳以下(満12歳以上)の人】の、受付開始までの取り扱いとします。
 ※【65歳以上の人】の予約は、現在受付中です。予約が終わっていない人は、早めに予約してください。

【◎手続き方法】

① 申請書(裏面)を町予防接種センター(さわやか健康課内)へ提出する

◎申請期間(ワクチン接種券優先送付)

令和3年5月25日(火) から 6月10日(木)まで

◎申請方法

(1) **郵送**(※送付先は下記参考) 又は (2) **FAX (079-276-6631)**

※申請書様式は裏面を使用してください。(複数枚必要な場合は、コピーをお願いします)

町ホームページ、役場総合受付、地区公民館、南総合センター、保健福祉会館でも様式を設置します。

② ワクチン接種券が優先送付される(6月中旬)

③ ワクチンの接種予約をする(1回目)

・接種券に同封の「予約方法と注意点」を参考に予約する。2回目は接種医療機関で予約できます。

※期間終了後も申請は可能ですが、接種券の送付が遅くなる可能性があります。

【★対象となる基礎疾患】 ※下記の番号を裏面申請書に記入してください。

次の病気や状態の人で、通院・入院している人

1. 慢性の呼吸器の病気
2. 慢性の心臓病(高血圧を含む)
3. 慢性の腎臓病
4. 慢性の肝臓病(肝硬変など)
5. インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病
または他の病気を併発している糖尿病
6. 血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く)
7. 免疫の機能が低下する病気
(治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む)
8. ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
9. 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患

10. 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害など)
11. 染色体異常
12. 重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態)
13. 睡眠時無呼吸症候群
14. 重い精神疾患(精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、または自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する場合)や知的障害(療育手帳を所持している場合)

その他

15. 基準(BMI30以上)を満たす肥満の人

【問い合わせ・申請先】

〒671-1553 太子町老原 102-1

太子町予防接種センター(さわやか健康課内)

TEL 079-276-2100 FAX 079-276-6631